

横浜市立羽沢小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、最も卑近な人権侵害行為であり、許されるべきものではありません。

本校では、国のいじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月）及び横浜市基本方針（平成 25 年 12 月策定 平成 29 年 10 月改定）に基づき、羽沢小学校いじめ防止基本方針を改定します。

1 いじめとは

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為等（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（文部科学省定義による）

2 いじめ防止のための本校の基本方針と目的

教職員、児童、保護者がそれぞれの役割を自覚しながら、地域と協働していじめが発生しにくい学校づくりを推進します。発生したいじめについては、かかわったすべての児童について指導・支援を行い、だれもが安心して豊かに生活することができるいじめのない社会の担い手を育成します。

○それぞれの役割

教職員～子どもの日常的な変化に敏感に気づき、気持ちに寄り添った指導を行います。磨かれた人権感覚を日常の指導に生かし、いじめを生まない温かな学校・学級風土づくりをします。

児童～いじめを見つけたら、勇気をもってその行動をやめさせます。いじめをした友達もいじめられた友達もみんなが仲良くなれる方法をみんなの問題として考えます。

保護者～子どもを加害者にも被害者にも傍観者にもしないために、普段から子どもの様子や変化をしっかりとりえ学校と共有します。学校、保護者、地域との情報交換の場に積極的に参加し、多くの目の中で子どもを育てます。

3 いじめ防止のための具体的取組

（1）未然防止

特別支援教育の視点による全員参加型授業や体験活動等の中で、子どもの自己有用感を高め、いじめを発生させない学校風土を醸成します。また、道徳教育や読書教育の推進、子どもの社会的スキル横浜プログラムの計画的実施等で、自他ともに認め合う豊かな心を育てます。

（2）早期発見

教職員は児童理解、特別支援教育、人権教育等の研修に努め、子どもに寄り添う指導・支援に努めます。定期的なアンケートをもとに日常的な教育相談を行い、いじめの早期発見に努めます。

（3）措置

発生したいじめには、迅速かつ組織的に解決に当たります。被害児童に寄り添い支援するとともに、かかわった児童については、それぞれの保護者と協働し、再びいじめを生まないための指導・支援を行います。必要な場合には、外部専門機関と連携します。

(4) 解消

○解消の要件

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ※少なくとも以上の2つの要件が満たされて初めて解消とみなす。

(5) 研修

○児童理解研修を、定期的に行う。

4 いじめ防止対策校内委員会の設置

(1) 構成員（本委員会は、必要に応じて随時開催します。）

校長・副校長・児童支援専任・養護教諭・児童指導部長・特別支援教育コーディネーター・主幹教諭・（いじめが発生した）学年職員、必要に応じて福祉や心理、法律等の専門家と連携を図ります。

(2) 運営

いじめが疑われる情報が入ったときには、直ちに当該担任や学年、専任、管理職が連携を図り「学校いじめ防止対策委員会」を開き、対応します。専任または、当該担任は当該事案の具体的な内容について記録し保管します。また、過去の事案の進捗状況を確認するために、月に1度主任会を「いじめ防止対策委員会」に充てます。

※主任会は月に数回開催していますが、そのうちの1回を「学校いじめ防止対策委員会」に充てます。

(3) 活動内容

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努めます。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」を児童及び保護者に周知します。

②早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見、事案対処のために、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録及び共有をします。
- ・いじめ（疑い含）を察知した場合には、情報を迅速に共有し、関係児童への聞き取り調査等による事実関係の把握を行い、いじめであるかないかの判断をします。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制についての方針を決定します。
- ・保護者への連絡、報告、連携などの方針を決定します。

5 いじめ防止のための校内教育活動年間計画

時期	内 容
4月	学級開き（学級風土チェック、横浜プログラムによる人間関係づくり）。 羽沢スタンダード（生活・学習）による一貫した指導方針の共有。
5月	学級風土チェック、「学校生活についてのアンケート」実施。児童会を中心とした全学級でのいじめについての話し合い活動。Y-P アセスメントによる児童・学級理解、学級経営方針の立案。
6月	児童会でのいじめ防止についての取組開始。非行防止教室開催。
7月	SNS 等に関する指導（3～6年）。横浜子ども会議への参加。
9月	子ども会議報告による児童会でのスローガン決定
10月	「いじめ解決のための生活アンケート」実施。 学級風土チェック、「学校生活についてのアンケート」実施。 Y-P アセスメントによる児童・学級理解、学級経営方針の検証。
11月	いじめ解決一斉キャンペーンへの取組。
12月	人権週間（横浜プログラムによる人権意識向上）への取組。
1月	次年度に向けての、学年が持つ課題の洗い出しと対応についての協議。
2月	児童会による、「あいさつ運動」等の振返り。 羽沢スタンダードについての振返りと改善。
3月	学校風土チェックと次年度への方針の立案。 児童への支援の総括と次年度への指導の引継ぎ。

6 重大事態に対する対処

- 重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。
- 「いじめ防止対策校内委員会」は迅速に対処・調査を実施し、その結果を教育委員会に報告します。事案に関係した児童及び保護者に、調査によって明らかになった事実関係を説明します。
- 必要に応じ、警察や児童相談所等の外部機関と連携し、児童・家庭の支援を行います。

7 この基本方針は、必要であれば改定し、改めて公表します。

8 その他

策定 平成26年3月（平成30年2月 改定）
（令和 2年3月 改定）